

入札説明書

平成27年度
生涯現役社会実現環境整備事業

神奈川県労働局

「平成27年度生涯現役社会実現環境整備事業」の委託業務一式に係わる入札公告（平成27年2月26日付け）に基づく入札等については、他の法令等で定めるほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

神奈川県労働局総務部長 井上 利和

2 調達内容

(1) 調達件名

「平成27年度生涯現役社会実現環境整備事業」の委託業務一式

(2) 調達件名の仕様等

「平成27年度生涯現役社会実現環境整備事業」委託要綱（以下「委託要綱」という。）（別紙8）のとおり。

※ 委託要綱の不明な点については、任意様式の文書により下記4（1）の担当に照会すること。

(3) 契約期間及び履行場所

契約期間：契約締結日から平成28年3月31日まで

履行場所：支出負担行為担当官が指定する場所

(4) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、当該入札に参加しようとする者は入札書（別紙1）のほか、総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書類」という。）を提出する。

① 入札者は、委託要綱に基づいて算出した代金額の上限としての総価をもって入札すること。このため、入札者は調達件名の本体価格のほか、業務履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業を実施した後、額の確定を行い、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として納めなければならない。

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 平成25・26・27年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「業務の提供等」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、参加地域「関東甲信越」の競争参加資格を有する者であること。

(5) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- ① 提案書類提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたものうち、提案書類提出時までには是正を完了しているものを除く。）
 - ② 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
 - ③ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
 - ④ 提案書類提出時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- (6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。
- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続を開始申立がなされていない者であること。
- (7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
- ① 厚生年金保険
 - ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③ 船員保険
 - ④ 国民年金
 - ⑤ 労働者災害補償保険
 - ⑥ 雇用保険

4 提案書類の提出場所等

- (1) 提案書類の提出場所及び本入札に関する問い合わせ先

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町 5-77-2 馬車道ウエストビル 3 階

神奈川労働局安定部職業対策課

担当：座間

電話：045-650-2801

- (2) 提案書類の提出期限

平成 27 年 3 月 20 日（金）15 時

- (3) 提案書類の提出方法

原則、上記（1）まで直接提出すること。

郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、上記（1）あてに提案書類の受領期限の前日までに到着するよう送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

なお、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。

また、この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団体等に該当しない旨の誓約書（別紙 6）を提出しなければならない。

- (4) 提出書類の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札又は不備がある提案書類は受理せず無効とする。

(5) 不備があった場合の取扱い

一旦受理した提案書類において形式的な不備が発見された場合は、提案者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

この場合、通知を受け取った提案者が提出期限までに整備された提案書類を提出できない場合は、提案書類は無効とする。

5 入札の無効

4(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

6 入札説明会の開催

以下のとおり、入札説明会を開催する。

(1) 開催日時

平成27年3月9日(火) 14時

(2) 開催場所

神奈川県横浜市中区海岸通4-23 横浜公共職業安定所横浜港労働出張所2階

(3) 出席人数

1機関あたり2名までとする。

(4) その他

説明会への参加を希望する場合は、平成27年3月5日(木) 15時までに上記4(1)の連絡先へ電話にて申し込むこと。

また、説明会の会場で入札説明書の配賦はしないため、事前に上記4(1)の場所、または神奈川労働局ホームページ(<http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)で入札説明書入手(無償で配布。事前連絡は不要)してから参加すること。

7 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒231-8434 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階

神奈川労働局総務課会計第2係

担当：山崎 良平

電話：045-211-7350

(2) 入札書の提出

入札書及び入札内訳書は封筒に入れ、封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官神奈川労働局総務部長殿と記載)及び「[平成27年度生涯現役社会実現環境整備事業の入札書在中]と朱書し、直接上記(1)あてに平成27年3月20日(金)15時までに提出すること。

郵送(書留郵便に限る。)も可とするが、上記(1)あてに提案書類の受領期限の前日までに到着するよう送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

なお、郵便、電報、ファクシミリ、電話による入札は認めない。

(3) 入札書の提出方法

この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

7(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(6) 代理人による入札

① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札書提出までに代理委任状を提出しなければならない。なお、代理人が復代理人を選定する場合には、上記（1）まで連絡すること。

② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない

8 開札

(1) 開札日時及び場所

平成27年3月27日（金） 15時35分

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階

神奈川労働局 大会議室

(2) 開札の立ち会い

① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(3) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

・再度の入札には概ね30分程度の時間を空けるものとする。

・再度入札の回数は原則として2回を超えないものとする。

・再度の入札に参加できるものは最初の入札に参加したものに限り。

・再度の入札の際も入札内訳書の提出を要するが再度の入札と同時に提出することが困難な場合は、入札後速やかに提出すること。

9 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有すること証明する書類（下記10（3）の書類）を、平成27年3月20日（金）15時までに上記7（1）に提出しなければならない。

(3) 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、総合評価落札方式とする。

① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認

められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ② 落札者となるべき者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

- ③ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を通知するものとする。

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

- ③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

1 0 提出書類

(1) 入札書（別紙1） 1部

(2) 入札内訳書（別紙1-1） 1部

(3) 委任状（別紙3） 1部

(4) 競争参加資格確認証明書類（別紙4）
別紙4の1に記載されている提出書類 各1部

(5) 提案書類

ア 企画提案申請書（別紙2） 8部（原本1部、写し7部）

イ 提案書（添付書類含む） 8部（原本1部、写し7部）

※1 写し7部について、会社名や会社のロゴマークをマスキングする等により、会社が特定されないようにした上で提出すること。

※2 (1)「入札書」、(2)「入札内訳書」(3)「委任状」及び(4)「競争参加資格確認証明書類」については上記7(1)に、(5)「提案書類」については上記4(1)に提出すること。

1 1 企画提案会の開催

有効な提案書類を提出した者から、企画内容等の説明を求めるために必要に応じて実施する。

1 2 その他留意事項

(1) 入札書、提案書類の用紙サイズは、A4を原則とする。

(2) 入札・仕様に関する質問については任意様式により書面にて提出すること。

質問書の提出期限 平成27年3月12日（木）午後3時まで

質問書の回答期限 平成27年3月17日（火）午後5時まで

提出先 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階

神奈川労働局総務課 会計第2係 山崎

電話番号：045-211-7350

FAX：045-651-1190

(3) 委託に係る費用は、業務完了後、契約書に定めるところにより支払うものとする。

(4) 委託業者は、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、作業の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、あらかじめ厚生労働省の承認を

- 受けること。
- (5) 委託業者は、業務において知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。
 - (6) 委託業務は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
 - (7) 入札者、提案書類の作成、提出等に関する費用は、提案者の負担とする。
 - (8) 入札書、提案書類に係る文書の作成に用いる言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
 - (9) 入札書、誓約書、提案書類に虚偽の記載をした場合は、提案書類を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。
 - (10) 提案書類の取扱い
 - ア 提出した提案書類を発注者の許可なく公表又は使用してはならない。
 - イ 提出された提案書類は返却しない。
 - ウ 提出された提案書類及びその複製は、発注者の選定作業以外に提案者に無断で使用しないものとする。
 - (11) 入札書、提案書類の提出後においては、原則として提案書類に記載された内容の変更を認めない。
また、提案書類に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病気休暇、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同等以上の担当者として発注者が認める者でなければならない。
 - (12) 提案書類の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了承なく公表又は使用してはならない。
 - (13) 提案書類を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、事項に従って質問を行うこと。
 - (14) 提出された提案書類の文言・デザイン等については、国の事情により変更が生じることもあるので留意すること。
 - (15) 平成27年度予算が、平成27年4月1日までに成立しない場合には、別途協議することとする。

◎様式等

- 別紙1 入札書
- 別紙1-1 入札内訳書
- 別紙2 平成27年度生涯現役社会実現環境整備事業総合評価落札方式による一般競争入札企画提案申請書
- 別紙3 委任状
- 別紙4 競争参加資格確認関係書類
- 別紙5 競争参加資格に関する誓約書
- 別紙6 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- 別紙7 保険料納付に係る申立書
- 別紙8 「平成27年度生涯現役社会実現環境整備事業」委託要綱

入 札 書

¥

件 名 :

平成 2 7 年度生涯現役社会実現環境整備事業

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所
商 号
代 表 者
(代 理 人

印
印)

支出負担行為担当官
神奈川労働局総務部長 殿

平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業
総合評価落札方式による一般競争入札企画提案申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
神奈川労働局総務部長 殿

商号又は名称
代表者職氏名

印

平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業の総合評価落札方式による一般競争入札に応募いたしたく、提案書類一式を申請いたします。

所在地	〒		
設立年月日	大正 昭和 平成	年 月 日	職員数 人

委 任 状

(住所)

私は、(氏名) 印 を代理人と定め下記事項の
入札及び見積に関する一切の権限を委任します

(委 任 事 項)

平成 2 7 年度生涯現役社会実現環境整備事業

平成 年 月 日

住 所
商 号
代表者

印

支出負担行為担当官
神奈川労働局総務部長 殿

競争参加資格確認関係書類

1 提出書類

- (1) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の（写）
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく平成26年度の障害者雇用状況報告（6－1報告）の写。また、平成26年度の障害者雇用状況報告において、法定雇用率を達成していない場合にあつては、障害者雇入れ計画の写（計画作成命令を受けていない事業者においては、現在の状況を障害者雇用状況報告に準じた文書）を提出すること。

なお、報告対象となっていない事業者にあつては、労働者の数が分かる書類

- (3) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第六十八号）に基づく平成26年度の高年齢者雇用状況報告書（6－1報告）の写。また、平成26年度の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の事業者においては、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写を提出すること。

なお、就業規則の作成義務がない常時10人以上の労働者を使用しない事業者にあつては、労働者の数が分かる書類を提出すること。

- (4) 競争参加資格に関する誓約書（別紙5）
- (5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙6）及び添付書類
- (6) 保険料納付に係る申立書（別紙7）及び以下の直近2年間の保険料の領収書の写（①②ともに必須。ただし②についてはいずれか。）

① 労働保険

② 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険

2 提出部数 各1部

3 提出期限 平成27年3月20日（金）15時（時間厳守）

競争参加資格に関する誓約書

平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業に係る入札に参加するに当たり、以下の事実と相違がないこと及び事実と相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

- 1 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 3 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 4 平成 25・26・27 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、参加地域「関東甲信越」の競争参加資格を有する者であること。
- 5 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

(1) 提案書類提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和 60 年法律第 88 号）（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、提案書類提出時までには是正を完了しているものを除く。）

(2) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用がないこと。

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

(4) 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

(5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ① 厚生年金保険
- ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ③ 船員保険
- ④ 国民年金
- ⑤ 労働者災害補償保険
- ⑥ 雇用保険

(5) 提案書類提出時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

- 6 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。
 - (1) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続を開始申立がなされていない者であること。

平成 年 月 日

住所(又は所在地)

社名又は代表者名

暴力団等に該当しない旨の誓約書

(私 / 当社) は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

平成 年 月 日

住所(又は所在地)

社名又は代表者名

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員の名又は生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

支出負担行為担当官

神奈川労働局総務部長 井上 利和 殿